

我国における放射線量の法的規制に関する考察（規制値 1 ミリシーベルトの根拠は何か）

<我国における放射線量の平成 23 年 3 月 11 日段階での法的規制の内容>

平成 23 年 3 月 11 日段階、すなわち福島第 1 原発事故前は、我国における放射線量に関する規制値は、ICRP（国際放射線防護委員会）の 2007 年勧告に従い、年間 1 ミリシーベルトを前提とするものが主流であった。

具体的に、当該内容を規制する法律としては、厚生労働省が所管する「労働安全衛生法」、経済産業省が所管する「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という）、同じく経済産業省が所管する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規正法」という）の 3 法があり、規制がなされているものであった。

<「労働安全衛生法」による規制>

このうち、「労働安全衛生法」は、業務として放射線を浴びる可能性のある労働者を前提として、彼らの健康を守るために規制の規定がなされているものであるため、よって他の 2 法に比較して、規制値自体は高いものがある。

この「労働安全衛生法」を受けた「電離放射線障害防止規則」では、3 ヶ月 1.3 ミリシーベルトを超える放射線量を被曝するおそれのある場所を事業者は、放射線管理区域として指定し（同規則第 3 条第 1 項）、被曝量の管理（同規則第 8 条等）、放射線管理区域を標識で明示（同規則第 3 条）することが求められる。この違反は、6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が課されることになる（同法第 119 条、同法第 122 条で法人に対しても罰金刑が課される）ものだが、これは、放射線の被曝量に関して、刑罰規定が備わっている点で留意が必要なものといえる。なお、飲食に関しては、飲食の禁止（同法第 41 条の 2）が管理区域とは別個「放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場」において求められており、妊婦の就労については、同規則第 6 条で限度量の制約（妊娠と診断されてから出産までの間、内部被曝によるものとして 1 ミリシーベルト、腹部表面に受けるものとして 2 ミリシーベルト）があり、女性一般についても、同規則第 4 条第 2 項にて限度量の制約（3 ヶ月 5 ミリシーベルト）がある。この制約を違反した場合、前記同様、違反者は、6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が課されることになる（同法第 119 条、同法第 122 条で法人に対しても罰金刑が課される）。さらに未成年者に関しては、「労働基準法」第 62 条及び「年少者労働基準規則」により、18 歳未満の労働者について、就労を禁止する危険業務として、放射線を取り扱う業務があげられている。なお、未成年者の就労禁止への違反については、「労働基準法」第 119 条により、6 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金が予定され、これは同法第 121 条により、法人にも罰金刑が課されるものである。

ちなみに、3 ヶ月 1.3 ミリシーベルトを超える放射線量（1 時間当たり 0.60 マイクロシーベルトを超えるもの）に関しては、自然放射線量（いわゆるバックグラウンド値、我国

の場合年間 1.5 ミリシーベルトとされる。なおこの数値に基づくと 1 時間当たりの被曝量は 0.17 マイクロシーベルトとなる) は、含むものとされ、食物被曝を中心とする内部被曝による被曝も、含むものとされるのが一般的考えである。

また、放射線を被曝する業務特に原子力発電所業務においては、年間の被曝量の累計が 5 ミリシーベルトを超えた場合に、労災としての認定が労働基準監督署でなされるケースが平成 23 年 3 月 11 日前からあったことは、後記の年間被曝量 20 ミリシーベルトによる規制値と比較して留意する必要があるといえるものである。

<「放射線障害防止法」による規制>

「放射線障害防止法」は、事業者が放射線を利用等する場合に適用される法律であり、具体的には「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」第 14 条の 7 第 1 項第 3 号ロ、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 17 年 6 月 1 日 文部科学省告示第 74 号）」第 10 条第 2 項（1）により、使用施設の技術的基準として、敷地境界線で年間 1 ミリシーベルト（3 ヶ月間 250 マイクロシーベルト）を超えないように、必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることとする規制であり、前記一般人の年間被曝量 1 ミリシーベルトの我国における根拠法の一となるものである。なお、この 1 ミリシーベルトは、1 時間当たりの規制値に引き直すと 0.114 マイクロシーベルトとなるが、これには自然放射線量（バックグランド値）は、含まれないが、食物被曝を中心とする内部被曝による被曝は、含むものとされるのが一般的考えである。

<「原子炉等規制法」による規制>

「原子炉等規制法」は原子炉等を設置する事業者が順守しなければならない法律である（まさに今回の福島第 1 原発事故を起した東京電力に適用されていた法律である）が、具体的には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 8 条により、当該事業者は、施設に関して周辺監視区域を定め、柵で囲い表示をし、その中に人を住まわせてはならないとし、また周辺監視区域の外については、実効線量が、1 年間につき、1 ミリシーベルトを超えないものとすることとされ（「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」第 3 条）、前記「放射線障害防止法」とともに、一般人の年間被曝量 1 ミリシーベルトの我国における根拠法となるものである。なお、この 1 ミリシーベルトは、1 時間当たりの規制値に引き直すと 0.114 マイクロシーベルトとなるが、これには自然放射線量（バックグランド値）は、含まれないが、食物被曝を中心とする内部被曝による被曝は、含むものとされるのが一般的考えである。

<20 ミリシーベルト規制との関係と年間被曝量 20 ミリシーベルト容認論の根拠>

以上のとおり、平成 23 年 3 月 11 日段階では、我国における放射線量の年間被曝量の規制は通常人に対しては、1 ミリシーベルトとあってよいものであり、その規制は「放射線障害防止法」と「原子炉等規制法」に法律的には由来するものであった。

これに対して、福島第 1 原発の事故が発生すると、政府は突然、従来の法的規制に関しては、リファアをやめ、計画的避難区域の設定の根拠として、ICRP の緊急時の 100 ミリシ

ーベルトから 20 ミリシーベルトという緊急時被曝状況における放射線防護の基準値（これは積算線量なので、内部被曝は含まない）に基づき区域を決めたものである。具体的には、原子力災害対策特別基本法第 20 条第 3 項による原子力災害対策本部長＝内閣総理大臣が権限に基づいて指示をして、平成 23 年 4 月 22 日に前記計画的避難区域（事故から発生の 1 年で被曝量が 20 ミリシーベルトに達するおそれがある所で 1 ヶ月以内に退去を求められた場所）を設定したものである。そして計画的避難区域設定の根拠となるこの 20 ミリシーベルトを一定の限界数値とするため、他地域における被曝線量についても、20 ミリシーベルト基準が定立されることになり、文部科学省は、学校における被曝線量に関して、原子力災害対策本部の見解を受け、仮に 1 日 8 時間校庭で過ごすとして、年間 20 ミリシーベルトを越す数値となるのは、1 時間当たり 3.8 マイクロシーベルトだとして、この数値までは、教育上問題がないとの見解に立ったものといえる（平成 23 年 4 月 19 日「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/04/1305174.htm）。ちなみに平成 24 年 1 月初旬段階で、当会事務局が確認したところ、この「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」は文部科学省内で特に廃止されておらず、考え方としては維持はされつつも、線量低減のための対策について、指導・実施していくことを行っているとの回答があった。

以上